

介護職員等処遇改善手当支給に関する規則

社会福祉法人 伯方福社会
特別養護老人ホームはかた寿園

(総則)

第1条 この規則は、介護職員等処遇改善手当（令和6年6月より施行）に基づいて行うものであり、介護保険事業の介護に携わる従事者の処遇改善に伴う介護職員等処遇改善加算の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 介護職員等処遇改善手当支給対象者は、当法人が経営する介護保険事業所に在籍する従事者であり、雇用形態は問わないものとする。

(介護職員等処遇改善手当の支給について)

第3条 別表1に応じて個人ごとに給付割合を算定。毎年4月1日付けでの対象従事者の区分を見直し、対象期間の介護職員等処遇改善加算収入合計金額に応じて、職員一人当たりの支給額を算定する。中途採用者については採用時に区分を決定することとする。

準職員については、常勤換算及び、その職務の状況に応じて算定する。

ただし、介護職員等処遇改善加算の収入見込み額に増減があった場合は、年度末に支給する一時金の支給額にて調整を行うこととする。

<計算式>

個人の給付割合

(介護職員等処遇改善加算 × $\frac{\text{個人の給付割合}}{\text{全員の(個人の基本割合} \times \text{常勤割合} \times \text{介護割合)の和}}$)

－ 100,000円（又は60,000円）） ÷ 対象期間月数 = 個人の支給額（月額）

別表1

区分	介護職員	その他の職員
基本割合	1.0	0～1.0
常勤割合	常勤換算率による	常勤換算率による
資格・経験・役職等	1.1～2.0	1.1～2.0

(支給期間)

第4条 介護職員等処遇改善手当の支給期間は、介護職員等処遇改善加算の実施期間とする。

(支給日)

第5条 介護職員等処遇改善手当の支給日は以下のとおりとする。

イ. 介護職員等処遇改善手当（処遇改善手当）として、毎月の給与支給日に支給すること

とし、第3条〈計算式〉における100,000円もしくは60,000円については年度末一時金にて支給する。

ロ．支給日が金融機関休業日の場合には、前営業日に支給する。

ハ．対象サービス提供月に在籍し、尚且つ支給日に在籍したものに支給する。

(職員への周知)

第6条 現行制度の周知を図るとともに、介護職員等処遇改善手当支給対象者に、説明を実施する。

(制度の変更)

第7条 介護職員等処遇改善加算の制度が変更となった場合については、名称を新制度における名称に読み替え本規則を継続することとする。

(その他)

第8条 本規則を改正する必要がある場合は、厚生労働省通知等に基づき、施設長を中心とする管理職において提案し、理事会において承認を得たうえで、施設職員への周知をすることとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は令和6年4月1日から施行する。